

第一章 沿革

一、総説

当村は古は神戸郷に属し熊野神の神領地たり、平安朝の頃より莊園の私営始まりて郷制を廢壞するに及び、神戶郷の名も何時しか廢れ行きて其の地自然に区分せられて幾多の郷莊となるに及び、当村は太田莊に属せり。

太田莊は今の本村全部と下里太田上太田(西中野川、小匠を除く)の四村十六大字の地にして、曰く岡野の咽喉に当れり。聚和名抄に「牟婁郡五郷に分つ、曰く岡野の咽喉に当れり。三前らず、推定を以て之を云はば太田村等に當るか」とあれども岡田郷は西牟婁郡富田莊 岩田郷 安宅莊の地なりとする紀伊続風土記の説をこれなりとすべく岡田莊と太田莊とは何等の関渉なく而して太田莊は他の奥熊野地と共に神戸郷に属せしものなり。(因に云う近刊春日賢一氏著 和歌山県誌また地名辞書の誤り)をうけて岡田郷を以て太田地方とせり)

奥熊野 口熊野は本村と以て分界とし本村より東は奥熊野に属せり、然るに後世堀内氏の領地は下里村、浦神を以て区域として本村に及ばず、徳川氏の治世に及びても本村の内下田原は古座地方と共に和歌山藩領に属し(公領)て古座組に属し、上田原佐部以東は水野侯領地となりしを以て下田原と浦神との境界へ一里塚(大字下田原字城部下田原の北方二十八町の処に在り、松樹は今はなし)を以て口熊野の境界とするに至りしものなりとす。

二、藩治以前

太古は茫漠として其の詳を知る能はず。成務天皇滋賀高穴穂の朝に至り大阿斗足尼を熊野国造と定め給へり、熊野の国の称初めに起れり、孝徳天皇の御宇熊野国を廢し、其の半は之を志摩国に属し他の半は牟婁郡と名づけ以て木ノ国(元明天皇和銅五年紀伊の文字に改められる)に隸せらる。当国を五十三郷分たれしは当時より以後、奈良朝までの間に次第に定められしもので奥熊野の地は神戸郷に属せり。平安朝の頃より権門勢家 社寺 土豪等莊園の私営始まりて

次第に郷制を蹂躪し、官地を侵蝕し、郷名遂に自然に廢滅して莊園の名之に代るに至り郡名も亦全く有名無実となりて地方の行政区画は国と莊との二つとなり、而して莊名の下に村名生ずるに至れり。

延喜の頃までは当国を禁国と稱して封戸位田を置かれず國中に十神戸あるものなりしに、中世以後其の制破れて、國中抵諸家の莊園となり、熊野の地は挙げて熊野別當の管轄する所となれり。私田となり、熊野の地は総追捕使となり、諸國に守護、莊園に地頭を置き、紀伊の守護に佐原十郎左右衛門義連之に任せられ、國中の著姓家人を以て地頭とせり。然るに義連没後また守護職を置かれず有事必要に應じて之を置く事とせり。而して熊野の地は依然熊野別當の統括する所にして三山の隆盛と共に別當の勢力強大にして国主をも凌駕する勢いなりしが、南北朝の頃に至りその勢力次第に衰えて後に郡中を統御する能わず、豪族強宗所在に崛起して郡中四分五裂するに至りしが、太田莊は天正の頃遂に泰地氏の領有する所となりし、当地方は高瓦氏の治下に属せしもの如し。

高瓦氏は平維盛の裔にして永祿の頃撰津守貞盛高川原(高池町)に崛起し織田信長に仕え各地に転戦して軍功あり、古座浦城山に城を構え近傍を領地し、西は三前郷の小山氏と結びて当地方より三前御地方を領し、小山氏は主として古座川以西の地を領し高瓦氏は其の以東の地を領したり。

元龜中堀内氏吉新宮に崛起し近傍を侵略し土豪を圧伏し其の勢強大となり、遂に太田郷を攻略せんとするの勢いあり、茲に於佐部城に置き漸次三前郷を攻略せんとするの勢いあり、茲に於いて高瓦氏は小山加賀守隆友と謀り、援を安宅の小山、山本、米良等に請い大挙して佐部城を攻め城將椎橋を炮殺し大に堀内氏を破りて之を太田川以東に驅逐したり、世に之を佐部陣と稱え當時有名なる戦争なりしなり、因に左に之を概記すべし。

佐部陣の事(熊野見聞記による)

天正の頃、高瓦と堀内と領地を争うことありて一戦に及ぶ。堀内は太田佐部山に要害を構え、椎橋権左右衛門を大将として堀に置ける。高瓦は自分計にて堀内に敵すること成り難き故、保養り小山 安宅 山本を頼み、加勢を請い佐部へ取掛り相戦う。然れども権左右衛門勇者なる故要害を堅固に保ちける処に保養の鬼前兵衛(鬼と云えば異名なり)當時は太刀誉あるものを鬼と云うなり)と云う者惣人数に下知して是程の小城を此の人数にて落さざ

ることあるとて頼みし三人の兵と眞先に進みければ寄手の人数一同に山側を伝い要害の中へ掛入らんとする所を、権左右衛門これを見て、時分はよしと二百余人の人数大崩る如く叫喚し坂下りて追いつれば高瓦の人数散らす。善五郎は我一人の恥なりと踏み止りて権左右衛門と火花を散らして戦いしが、三人共深手を負ひ寄せ手敗北に及ぶべき所を高瓦の一族浅利平八、生年二十一、勝れたる鉄砲の名人なれば、三町余を隔つる櫓に上り声をかけ采配打ふり下知をなしける城将権橋を見掛け六匁玉を打ち放ちければ、権橋は其のまま櫓より下に落ちける。是に力を得て、先の三人は取って返し、佐部城に一番乗して敵の首を二つ宛提げて出る。これより口牟婁の者共惣寄にと乱れ入り籠城の男女三百余人を斬殺し堀内方に火を放ち直に太田莊を占領し仕置を改めたり。ここに於て下里川より南は高瓦支配することなれり。これ即ち太田佐部陣と称して名高き合戦なり。

天正十三年、豊臣秀吉の将仙石権兵衛、桑山法院、藤堂与左衛門、杉若越後守等をして水陸より熊野を攻めし時諸豪族一時に掃討せられ堀内氏は夙に歎を送り、高瓦氏も亦降伏したりければ秀吉、堀内氏をして奥熊野を鎮せしめ杉若越後守をして口熊野を鎮せしめ而して弟秀長を紀伊に封じ大和和泉を兼領せしむ。秀長大和郡山の治をなさしむ。天正十九年秀長卒し、養子秀俊封を継ぎ居ること四年。文禄三年卒し嗣なく国除かる。重晴尚城代として若山城に留守せり。慶長五年関ヶ原戦役後徳川氏の治世となるに及び浅野幸長当国に封ぜられ藩治の形勢全く成れり。

三、藩治時代

慶長五年、徳川家康、左京大夫浅野幸長は当国に封す。幸長和歌山城に在りて治をなし、支族浅野左衛門佐を田辺城に置きて口熊野を司どらしめ、同右近大夫忠吉を新宮城に置きて奥熊野の治をなさしむ。幸長国に就くこと十四年、学を好み士を愛し力を農政に用い意を經濟に注ぎ治績見るべきものあり。慶長十八年卒す。弟右衛門佐長晟封を襲ぐ、元和五年に至り、浅野氏封を安藝、備後に移さるるに及び、右近忠吉も備後三原に移さる。同年徳川頼宣代りて本國に封ぜられ、国老安藤直次を田辺に、同水野重中を新宮に置き以て角の政をなさしむること浅野氏に同じく又その間処々に本藩直轄の地を置き之を公領又は御蔵領と称し以て彼此相

控制するの政略を用いたり。当村の内下田原は公領地に属し古座組と共に和歌山藩直轄の地たり。而して佐部、上田原は水野侯の治下に属せり。今本郡に於ける公領地をあげんに、尾川村七川内西向村古座町高池町明神村小川村三尾川木本尾呂志の部山宮村四村北牟婁郡の全部は公領地にして何れも和歌山城を遠くはなるを以て、施政の便をはかり、口熊野の周參見奥熊野の木ノ本に各郡廳を設置し、代官交代して郡政を掌り、又別に監察廳を設け尾鷹浦を監視せしめたり。監察廳は最初尾鷹浦を中湊村と奥熊野の尾鷹浦とに設けたりしが宝曆三年には、郡は御莊を統べ御莊は村を統べたりしが、徳川氏に至りては御莊を廢して更に村の上に組を設け、組毎に大庄屋一人を置き、之より組内の政事を掌らしめ、又其下に村毎に庄屋一人を置けり。組の名義を用い、其の区劃も御莊の区劃と吻合せざるもの多し。今左に古座組と太田組との部属を示さん。

古座組

田原村 大字下田原
古座町 三ヶ村
西向村 六ヶ村
大嶋村 三ヶ村
高池町 七ヶ村(高河原、池口を各一ヶ村として算す)
明神村 十三ヶ村
三尾川村 内
小川村 内
色川村 内
計 四十三村

太田組

田原村の内 佐部
上田村の内 上田原
下太田村 西中野川の二ヶ村を除き五ヶ村
下里村 四ヶ村

太地村 二ヶ村
那智村の内 二河 橋ノ川 湯川
計 二十ヶ村

今当時に於ける統治機関を図解すれば左の如し

公領地

紀伊侯 — 監察廳 — 郡廳 — 組 — 村
(中湊) (周参見代官) (大庄屋) (庄屋)

新宮藩

紀伊侯 — 新宮藩 — 組 — 村
(大庄屋) (庄屋)

新宮藩は紀伊侯に隷属すれども封内の土地人民を支配することとは諸侯に同じ。

今当時に於ける職制の一半を述べんに、大庄屋は名字帯刀を許され郡奉行、代官の命を受け、庄屋以下の村役人を通じて部内を治め、その職務は頗る多端にして凡そ村政に於いてはすべて預からざるなく最も権勢の府たり。大庄屋の下に物書(又帳書と云う)一人を置き組内の事務を執り記録を掌らしむ。

各村には庄屋の下に肝煎ありて庄屋を補助し又五人組を以て一組とし之を五人組と称し其の内律儀なる者一人を組頭として筆頭に置き、庄屋肝煎事故ある時は組頭その代理を為すものとす。大庄屋、庄屋等の村役人は多く其の地方の地主、豪族、旧家等を以て之に任じ、多くは世襲にして其の任免は郡奉行、代官之を掌る。公領地に於いては明治二年二月各郡に民政局を設け(此時本藩にては津田出を登庸して大いに藩政の改革を断行したり)以て一郡政令の中枢機関たらしめたり。牟婁郡にては

牟婁上郡(口熊野) 周参見
牟婁下郡(奥熊野) 木ノ本
に民政局を設置したりしが、三年十二月に至り兩地の民政局を廃し、更に古座浦に牟婁郡に於ける本藩公領地を統轄せしめたり。

四、縣治時代

明治二年六月版籍奉還の事あり、新たに和歌山、田辺、新宮の三藩を置かれし時、下田原は和歌山縣に属し、佐部、田原は新宮縣に属せり。同四年六月廢藩置縣の令出で、和歌山、田原は新宮縣に属せり。同十一月、下田原、上田原、佐部共に和歌山縣に属せり。

地方の統治機関は廢藩置縣後即ち明治四年十二月に古座浦設置の牟婁民政局長を牟婁出廳と稱し、後牟婁出張所と改めしが、同五年五月十七日更に古座出張所と改めたり。全六年一月三十一日古座出張所を廢し、更に新宮、周参見兩所に在勤所を設け、下田原は周参見在勤所に、佐部、上田原は新宮在勤所に分属せり。

かくて全九年六月に至り施政の便を図り在勤所を廢して更に本縣支廳を田辺に設け其の権限を拡張して今の東西牟婁郡及び日高郡南部組を管轄せり。

地方行政は初は旧の如く下田原は古座組、上田原佐部は太田組の名によりて施行せられ、明治三年十一月大庄屋を郷長と改め、全四年十一月郷長を戸長と改めて戸籍を編制せしむ。全五年五月に至り全縣の名稱を廢し縣内を七大区に分ち、一郡を以て一大区とし更に全縣を六十一小区に分割し、一小区毎に区役所を設け(明治七年九月区會議所と改稱す)区長、戸長、各一人を置き、又一町村或は数町村に副戸長一人を置き、従前大庄屋の職務たる土地人民に關する一切の事件を管理せしめ、又各村毎に總代を置きて上意下達の便を図れり。六年三月十一日戸長を副区長、副戸長を戸長、村總代を副戸長と改稱し、七年十一月更に每小区に小区長、各村に戸長并に惣代を置くの制に改めたり。区長、戸長は、明治七年人民の公選に依り、縣令之を任命せしが、同年十一月、当分の内縣令の特別選任によりて之を任命することとしたるが、九年九月に至り、更に人民の選挙に依り縣令之を任命するの制に改めたり。

この改正の際、本村の内下田原は第七大区七小区に属し(区役所は古座村に在り)佐部、上田原は全大区十小区に(区役所は下田原に在り)属し、以て明治十二年の郡區編制の際に及べり。

明治十二年三月十五日、郡區町村の編制を改め、大小區を廢し、郡を置き、一郡若しくは、数郡に郡長一人、每町村又は数町村に戸長一人置くの制を布告し、牟婁郡を四分して茲に初めて東牟婁郡を置くの行政區劃に復して郡縣の制定まれり。止まりし郡名は

この大改革に依りて、本村内の下田原 佐部 上田原の三村は合併して戸長役場を下田原村に設け、従前 和歌山藩と新宮藩、古座組と太田組、七ノ小区と十ノ小区に分属したる当村は同一行政の下に、統轄することとなり、以て現今の自治区劃たる田原村の基礎を作るに至れり。

明治十五年十月、中央政府は町村自治の方針を執りたるを以て、本縣に置いて其の趣旨に則り、成るべく一町村を以て一個の自治体を組織し、戸長は人民の公選に依ることと定めたり。此の改正により下田原は独立して戸長役場を設けたりしが、十六年十月佐部村に移したり。然るに当時人民の政治思想尚幼稚にして未だ自治制の運用に馴れざるが故に、此の改革は更に治績を挙ぐるに至らず、此に於いて十七年七月更に大改革を施し、町村大聯合の方針をとり、且つ戸長はすべて縣令の任命に依ることとしたるが、当村は下田原、佐部、上田原の三村相聯合して、下田原村に戸長役場を設け、所謂官選戸長の下に事務を執り以て明治二十二年の町村制実施の際に及べり。明治十二年郡区町村編制改正以前の戸長、副戸長は文書の徴すべきものなきが故に、今之を詳すかにするを得ず。全年以後の戸長は

明治十二年五月十二日任命	下田原 佐部 上田原	三ヶ村戸長
準等外三号	高尾平三郎	月俸六圓
(十三年二月病氣退職)		
明治十三年二月五日選挙	浦野 沖	月俸六圓
準等外三等	浦野 沖	月俸六圓
明治十五年十一月二十五日任命	佐部 二ヶ村戸長	田中武平次
上田原	佐部 二ヶ村戸長	田中武平次
全年九月任命	同村戸長	病氣退職
明治十七年七月任命	同村戸長	湯口晋平
全年九月任命	同村戸長	湯口晋平
全十八年任命	佐部 上田原三ヶ村戸長	浦野 沖
	同村戸長	濱 保太郎

五、新村組織

明治二十二年四月、現行市町村制の実施となり、自治の制度初めて確立するや、下田原 佐部 上田原の三村合併して本村を組織せり。当時其筋に於いて調査せる新村組織報告書を左に掲記して以て組織当時の状況を明らかにす。

（沿革） 下田原浦は元和歌山領にして明治五年第七大区七小区中の一村となり、又佐部 上田原は元新宮藩領にして、同大区十小区中に合し、明治十二年に至り現今戸長役場所轄区域となる。

（新村各選定事由） 旧村中上田原 下田原を単に田原と呼ぶの慣習あり、資りて以て新村名とす。

（交通の便否） 道路平坦にして其の里程村界最遠距離は二里二十二町にして、人家の最遠距離は二里なり。

（風俗） 質素にして華美を好まず。

（合併を要する理由） 下田原に於ては独立自治の目的を達し得られるものとす、隣村の佐部、上田原は民戸及び地籍寡少なるに由り、現今の戸長役場所轄区域の俛此の新村を造る。民情稍々相適せざるも、将来自治上に資益する所あるべし。

区域	下田原村	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	合計	地価	人口	戸数
	五十六町一段三畝二十五歩	二十五町三段九畝二十四歩	六町〇九畝十七歩	六町〇九畝十七歩	四段五畝二十五歩	六百七十町〇八畝二歩	十八歩	三十町四段六畝十三歩	七百八十八町六段四畝四歩	四万〇二百〇七圓六十八錢九厘	一千四百十九人	三百〇六戸
佐部村												
田												三十一町八段九畝二十五歩

合計										上田原村															
合計	雑種地	原野	山林	池沼	鉦泉地	宅地	畑地	田	田	田	戸数	人口	地価	合計	雑種地	原野	山林	池沼	宅地	畑地	田	田	戸数	人口	地価
一千八百二十六	六十二	五十六	一五八	七四	三	八	三十五	百三十一			六十九	三百四十二	二万七千二百五十三	五百五十九	二九	四八	一〇一	一段〇一	一段〇一	一段〇一	六〇	四十三	六十五	三百二十一	一万八千四百〇五
段	段	段	段	段	段	段	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町
段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段
六	二	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六	二	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六	二	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六	二	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六	二	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六	二	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

合計										上田原					佐部村					下田																
合計	村有山林	村有耕地	村有宅地	地方税	国税	地方税	村有山林	村有耕地	村有宅地	地方税	国税	地方税	村有山林	村有耕地	村有宅地	地方税	国税	地方税	村有山林	村有耕地	村有宅地	地方税	国税	地方税	村有山林	村有耕地	村有宅地	地方税	国税	地方税	村有山林	村有耕地	村有宅地	地方税	国税	地方税
六百四十四	九百四十	二十八	六十二	二百六十五	二百八十二	二百六十五	九百四十	二十八	六十二	二百六十五	二百八十二	二百六十五	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	
段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	
六	二	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
六	二	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
六	二	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
六	二	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
六	二	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
六	二	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	

沖管理の如く、明治二十二年四月、新村を組織することとなり、旧戸長浦野に左の如く当選せり。

一級当選者
前田五郎平衛
内橋健藏
高尾甚藏
今木傳七
宮本良也
高尾平三郎
二級当選者
東濱平五郎
川上長三郎
荒木平八郎
関伊助
畑下長五郎

同年六月新村会を開き村長を選舉したるに浦野、當選し六月十四日就職し、更に村会を開きて助役を選舉したるに高尾甚藏、當選し六月二十二日就職せり。而して收入役は助役兼掌の事と定めたるを以て高尾甚藏之を兼ねたり。茲に於いて新村の組織全くなれり。
收入役は前期の如く助役之を兼掌したりしが收入事務の繁劇を加ふるに至り不便尠からざるを以て、明治三十四年に至り兼掌の制を改めて専任とし之を選舉したるに收入役は高尾甚藏當選し同年四月二十三日就職し、助役に中道虎吉當選し同年五月六日就職せり。尚ほ左に村長助役、收入役の更迭表を掲ぐ。

村長更迭表

明治二二年六月十四日 就職
浦野平三郎
同
二二年三月十三日 退職
浦野平三郎
浦野平三郎

大正二年六月十日
荒木四郎吉
荒木四郎吉
中道虎吉
荒木四郎吉
荒木四郎吉
荒木四郎吉
中道虎吉
湯口信平
浦野平三郎
浦野平三郎
高尾平三郎

六年七月九日
濱木四郎吉
七年十一月八日
荒木四郎吉
七年八月二六日
濱木四郎吉

助役更迭表
七年八月二六日
荒木四郎吉

明治二二年六月二二日
高尾甚藏
二二年六月二二日
高尾甚藏
三〇年六月二二日
高尾甚藏
三四年六月二二日
高尾甚藏
三八年六月二二日
高尾甚藏
三〇年六月二二日
高尾甚藏
三四年六月二二日
高尾甚藏
三八年六月二二日
高尾甚藏

大正二二年九月一日
高尾甚藏
二二年九月一日
高尾甚藏
三〇年九月一日
高尾甚藏
三四年九月一日
高尾甚藏
三八年九月一日
高尾甚藏

大正二二年八月一日
高尾甚藏
二二年八月一日
高尾甚藏
三〇年八月一日
高尾甚藏
三四年八月一日
高尾甚藏
三八年八月一日
高尾甚藏

大正二二年七月一日
高尾甚藏
二二年七月一日
高尾甚藏
三〇年七月一日
高尾甚藏
三四年七月一日
高尾甚藏
三八年七月一日
高尾甚藏

大正二二年六月一日
高尾甚藏
二二年六月一日
高尾甚藏
三〇年六月一日
高尾甚藏
三四年六月一日
高尾甚藏
三八年六月一日
高尾甚藏

大正二二年五月一日
高尾甚藏
二二年五月一日
高尾甚藏
三〇年五月一日
高尾甚藏
三四年五月一日
高尾甚藏
三八年五月一日
高尾甚藏

大正二二年四月一日
高尾甚藏
二二年四月一日
高尾甚藏
三〇年四月一日
高尾甚藏
三四年四月一日
高尾甚藏
三八年四月一日
高尾甚藏

大正二二年三月一日
高尾甚藏
二二年三月一日
高尾甚藏
三〇年三月一日
高尾甚藏
三四年三月一日
高尾甚藏
三八年三月一日
高尾甚藏

大正二二年二月一日
高尾甚藏
二二年二月一日
高尾甚藏
三〇年二月一日
高尾甚藏
三四年二月一日
高尾甚藏
三八年二月一日
高尾甚藏

大正二二年一月一日
高尾甚藏
二二年一月一日
高尾甚藏
三〇年一月一日
高尾甚藏
三四年一月一日
高尾甚藏
三八年一月一日
高尾甚藏

大正二二年十二月一日
高尾甚藏
二二年十二月一日
高尾甚藏
三〇年十二月一日
高尾甚藏
三四年十二月一日
高尾甚藏
三八年十二月一日
高尾甚藏

大正二二年十一月一日
高尾甚藏
二二年十一月一日
高尾甚藏
三〇年十一月一日
高尾甚藏
三四年十一月一日
高尾甚藏
三八年十一月一日
高尾甚藏

大正二二年十月一日
高尾甚藏
二二年十月一日
高尾甚藏
三〇年十月一日
高尾甚藏
三四年十月一日
高尾甚藏
三八年十月一日
高尾甚藏

大正二二年九月一日
高尾甚藏
二二年九月一日
高尾甚藏
三〇年九月一日
高尾甚藏
三四年九月一日
高尾甚藏
三八年九月一日
高尾甚藏

大正二二年八月一日
高尾甚藏
二二年八月一日
高尾甚藏
三〇年八月一日
高尾甚藏
三四年八月一日
高尾甚藏
三八年八月一日
高尾甚藏

大正二二年七月一日
高尾甚藏
二二年七月一日
高尾甚藏
三〇年七月一日
高尾甚藏
三四年七月一日
高尾甚藏
三八年七月一日
高尾甚藏

大正二二年六月一日
高尾甚藏
二二年六月一日
高尾甚藏
三〇年六月一日
高尾甚藏
三四年六月一日
高尾甚藏
三八年六月一日
高尾甚藏

六、明治三十七八年戦役後援事業

明治三十七八年戦役は、我が国曠古の大事なれば挙国一致、出征軍人の後援に、国債の応募に何れも義勇奉公の誠を効さざるはなし。今本村に於ける後援事業を左に概挙すべし。

イ、国庫債券の応募
 政府は軍事費支弁の爲め左の如く数回に渡りて国庫債券を發行せり

第一回	明治三十七年二月十三日	募集額	一億円
第二回	三十七年五月二十三日	募集額	一億円
第三回	三十七年十月十二日	募集額	八千万円
第四回	三十八年二月二十七日	募集額	一億円
第五回	三十八年四月十四日	募集額	一億円
第一回	而して本郡に於ける割当額は		
第一回	四十万円		
第二回	四十万二千二百円		
第三回	二十三万四百円		
第四回	三十九万九千円		
第五回	三十九万九千円		
第一回	而して本村に於ける応募成績は左の如し		
第一回	割当額	八千三百円	
	応募額	八千七百五十円	
第二回	割当額	四千五百二十五円	
	応募額	四千六百七十五円	
第三回	割当額	一千三百円	
	応募額	三千三百円	
第四回	割当額	三千百円	
	応募額	三千七百五十円	
第五回	割当額	六千九百二十五円	
	応募額	七千円	
	割当額	七千円	
	応募額	七千二百五十円	
	割当額	七千五百円	
	応募額	七千五百円	

ロ、軍資献納
 此の戦役たる所謂曠古の非常時なれば、その終局の期も逆賭すべからず。従つて国庫債券の応募、出征軍人家族の救護等奉公の誠を効すべき事業今後続出すべきを以て、軍資献納の如き一時的のものに殆ど等閑に附せられたるを以て各地とも献納軍資は日清戦役の際に比し甚だ少額なりとす。而して本村に於ける献納額は左記の如くにして各町村に比して高位に在るものとす。

金額	百三十二円九十銭
人員	百三人

ハ、出征軍人家族保護
 出征軍人家族の生計困難なるものに対しては、明治三十七年四月勅令第九十四号を以て下士卒家族助令を以て制定せられたるも、金額に制限ありて、私設団体救護戸数の二十分の一の割合を以て、各村に均分し其の救助額も一戸年額最高十八円最低六円の割に過ぎざるが故に救助の恩典に浴する者は真に一小部分に過ぎざるを以て勢に隣保の救助、私設団体の救護に待たざるべからず、故に当村に於いても尚武会（尚武会の役立は日清戦役後にして二十九年六月なりとす）発起となりて会員の醜金及び有志の義捐によりて貧窮家族の救護に奔走し必要に於て米穀を支給したるも、其の金額及び救護を受けし人員等今総て詳らかならず。

七、表彰

本村は新村組織以来、村当局に於いて深く自治行政に留意し、教育に勸業に着々実効を奏しつつあり、殊に納税義務觀念の涵養は歴代当局の最も注意を払う所なりしが、其の努力空しからず最近十幾年に涉り国税、県税、村税共に殆ど一人の滞納者を見ざるの好成绩を挙げ得て、大阪税務監督局長及東牟婁郡長より表彰せられたり。左に其の表彰全文を挙ぐ

表彰状
 六カ年間完納 和歌山県東牟婁郡田原村
 租税ハ国家財政ノ最大限ニシテ納税ハ国民ノ最大義務ナリ故ニ
 納税成績ノ良否ハ国運ノ消長ニ関スルコト大ナリ

貴村ハ此年納税ノ成績佳良ニシテ殊ニ全村挙テ一人ノ滞納ヲ見ズ是レ固ヨリ納税者ガ其ノ義務ヲ尊重スルニ依ルヘシト雖モ亦以テ村当局者ノ奨励其宜シキヲ得タルノ結果ナラズンバアラズ洵ニ他ノ模範トスルニ足ル

依テ本官ハ茲ニ感謝ノ意ヲ表シ納税成績ノ優良ナルヲ羨表ス庶幾クハ此ノ美風ヲ永遠ニ持續セラレムコトヲ

大正四年一月二十四日
大阪稅務監督局長 正五位勲四等 菅野盛次郎

五年間成績佳良
田原村

貴村ハ五年間以上縣稅並ニ村稅ヲ通シテ納税ノ成績佳良ナリ是レ固ヨリ納税者カ其ノ義務ヲ重ンズルト当局者ノ指導宜シキヲ得タルノ結果ニ外ナラズト信ス 依テ茲ニ之ヲ表彰ス望ムラクハ尚一層適切ノ方法ヲ講シテ以テ完納ノ成績ヲ挙ケラレンコトヲ

大正六年八月六日
東牟婁郡長 正七位勲六等 谷口秀峰

八、部落有財産統一顛末

本郡内各町村共に古來傳襲せる部落有財産あり、其の大部分は原野にして通俗地下山と稱し、各部落は之によりて自由に薪炭の採取をなし、牛馬飼養の秣草に資し、其他農産物肥料を得る等の便あり、又臨時に公費を要する時は其立木を売却して之に充當し、為に部落財政上便宜を得ること多大なるものありしなり。然るに時勢の変遷により部落有財産の分配売却等頻々として起り財政の基礎漸く乱調を来たさんとするのみならず、林政亦まさに荒廢せんとするの恐れあるを以て、当局者大いに之を憂え部落有財産を統一して新町村の管理に移し以て自治の基礎を固くせんとし屢々之を懇諭する所ありしも部落割拠の觀念未だ脳裡を去らず、且つ財産の多寡、土地の肥瘠、森林樹木の有無等一樣ならず、統一上幾多の障害の横たわるありて其の實行頗る困難なるものありしが、縣当局に於いては飽く迄統一の実績を挙げんとし明治四十三年七月、部落有財産統一整理に關し訓示する所あり極力其の貫徹に努力する所ありしを以て郡内穀町村に於いても漸次其の方針に準拠して財産を統一するに至れり。

本村に於いても亦夙に統一の事に留意し、從來屢々企劃する所

あり大正四年一月、公有林野整理委員五名を選任して其の遂行を図りしも幾多の難問の其間に横はるありて実行容易ならず、蓋し本村の内大字下田原は山林參百九十貳町、大字佐部は同百七十八町を所有せるに反し大字上田原は僅に六畝歩を有するに過ぎずして其の懸隔余りに甚だしきものあること最大の原因をなせり。然るに上田原区の財産僅少なるは区民が擅に之を売却し、又は分配したるものに非ずして共有山たる八郎山の所有権問題に關し下里町大字浦神との間に紛争を生じ遂に法廷に訴えて多年其の訴訟に従事し為に区有山を売却して其の費用に充當したるものにして、其の境遇誠に同情すべきものあり、村長濱壽太郎助役西秀一兩氏は百万解説して相互の了解に努むる所あり略々其の成案を得たるを以て、大正六年六月初めて第一回協議会を開き、爾來会を重ねること八回。其の間群議百出して容易に収拾すべくもあらず。時には徹宵して議を重ねることもあり、終に百難排して同年九月十六日最後の會議を開きて統一の事初めて確定するに至れり。是れ実に本村財政の基礎を確立したるものにして沿革史上特筆すべき事項なりしす。左にその経過を略叙すべし。

第一回 大正六年六月六日 田原村役場にて
出席者 整理委員 各区長

西助役の挨拶ありて明日開会の村民大会に就きて予備協議をなす。

第二回 全年六月七日 下田原青年クラブに於いて
村民大会を開く 出席者 二百余名

縣屬大島芳太郎臨席 統一に關する講話ありて午後五時一旦本會を閉じ、夕食後役場内に村會議員及び整理委員の會合を求め、西助役の挨拶あり、畑中郡書記より一個の成案を提出し之に就きて種々協議の末午後十二時散會せり

第三回 全年六月九日 (役場内)以下同じ

旅行不在中の濱村長も本日出席し、大島縣屬 畑中郡書記 石本林業技手列席の上、前日に引き続き審議せしに議論沸騰して帰着する所を知らず。徹宵協議を凝らし終に翌十日午前六時に至りて一先ず散會し、同日引き続き會議を開き大島縣屬の提案を基として審議せしも解決を告ぐるに至らず翌十一日再會を約して散會せり。

第四回 全年六月十一日
前回に引き続き会議を開きたるも議論区々に涉りて決着を告ぐるに至らず午後十二時散会せり。

第五回 全年六月十二日
前回に引続き協議の上一の協定書を作り出席者一同調印せり。

第六回 全年六月十四日
前回議定の協定書は其の条件中に其筋の肯諾を得ざるものあり、因て更に協議会を開き修正案に就き擬議したるも纏まるに至らず、一同熟考することとして散会せり。

第七回 全年九月十七日(コノ月日誤謬アリ)
濱村長より来たる十六日、部落有財産整理統一に關し本郡長来村、委員会を召集せらるべきに依り予め意見を一決し置きたき旨を告げ審議を求め、其の間西助役より郡役所に向け電話を以て修正条項に就き交渉する所あり、之に基づき審議の末協定を重ねたり。

第八回 全年九月十六日
今回は本郡長谷口秀峰、郡書記畑中芳彦臨席し濱村長の挨拶ありて最後の協議を凝らし、谷口郡長の仲裁案に基きて審議し結局満場一致を以て同仲裁案を可決確定して散会せり。其の協定左の如し

協定書

本村自治ノ基礎ヲ鞏固ニセンガ為メ各部落有財産ヲ左記条件ヲ以テ統一スルコトヲ協定候也

大字	田原	三百八十三町四段一畝五歩
	山田	五段三畝十三歩
	畑地	一段十一歩
	宅地	七百五十二坪
	溜池	一畝十八歩
	井溝	十六歩
	堤塘	六畝七歩
	木造瓦葺二階建	一棟
	木造瓦葺平屋建	二棟
	此建坪	百七十九坪
	此建坪	三十八坪

大字 佐部
山林 一百七十八町三段九畝十六歩

宅地 二百十三歩

雜種地 四歩

池沼 三歩

溜池 一段八畝二十七歩
木造瓦葺平屋建 一棟 此建坪 九坪
株式會社 鼎立銀行株券 四十株 此払込金 一千二百円
基本財産 現金 四百九円ノ内壹百五十九円

大字 上田原
山林 六畝二十三歩

原野 二畝歩

溜池 八畝二十二歩四合七勺

井溝 二十四歩

悪水路 四畝三歩

基本財産 六百十六円七十七錢
現金 貳千四百円

但大正七年度ヨリ向フ二十四ヶ年間毎年壹百円宛年賦積立本村基本財産ニ編入スルコト
尚条件としては別紙の通り記入するを要す
かくて右協定書は大正七年一月二十六日村会に提出の上其の承諾を受け茲に全く確定するに至れり。

九、現行条例及規定

田原村公告式条例	明治二十三年六月三十日許可
田原村山林立木伐採条例	明治四十年五月二十九日許可
田原村手数料条例	明治四十年四月二十二日許可
田原村督促手数料条例	大正四年二月一日許可
田原村基本財産蓄積条例	大正五年七月十一日許可
田原村退隱料条例	大正六年二月十五日許可
小学校基本財産蓄積規程	明治四十四年七月二十一日議決
田原村稅賦課徵收方法	明治四十五年二月二十六日議決
田原村會計事務規程	大正三年五月三十日議決

田原村財産管理規程 大正五年二月二十三日 議決
 田原村伝染病予防救治従事者手当金支給規程 全前
 田原村村会議規則 大正五年十二月二十三日 議決
 田原村村会傍聴人取締規則 全
 田原村処務規程 全
 田原村諸給与規程 大正七年四月二十八日 議決
 田原村村有地及林野看守規程 全

十、縣会及郡會議員当選者

一、縣會議員之部
 前田林五郎 明治十三年五月二十日 当選
 濱 保太郎 全十四年十月 辞任
 濱 保太郎 明治十五年九月 当選
 濱 保太郎 明治三十一年九月十五日 当選
 濱 保太郎 明治三十二年七月一日 退職

二、郡會議員之部
 濱 保太郎 明治三十二年十月十日 当選
 今木傳太郎 全 三十六年十月十日 当選
 荒木四郎吉 全 四十年十月十日 当選
 荒木四郎吉 全 四十四年十一月三十日 当選
 濱壽太郎 大正 四十四年十一月三十日 当選
 (四十四年荒木四郎吉及び大正四年濱壽太郎は西向村よりの選挙にして本村よりは堀岑蔵を選挙せり)

十一、藩政余録

外船渡来と其の警備

幕末時代に於いて最も世人の耳目を聳動せしめしものは異国船渡来の一事なりとす。今其の当地方に關係あるものを概挙すべし。

嘉永七年(安政元年)撰輯の異国船記に
 海岸御備の義は浦組と唱へ、兼て御備置有之により此度異国船渡来之節、有田日高口熊野の遠郡も左之通り御備相立、其の内口熊野は九月十四日未刻頃より異国船大島浦、津荷沖航通候付、

全日より御定の人数出張致し、有田、日高は十五日より各固場へ出張に相成、十月五日異国船退航迄相詰候事
 とありて、古座組にては、狼煙場を、大島浦・阿弥陀堂、下田原浦・森戸崎の二カ所に設けて狼煙立二人宛を置き、又遠見番所を大島浦に設け、固場を西向浦、姫村、伊串村、神野川村、古座浦、津荷浦、下田原浦、大島浦、須江浦、檜野浦等の各村浦に設置し、地士、帯刀人等を指揮官とし総数千八百三十三人の番兵を附し置き、嚴重に警備せしめたり。
 又安政五年の浦組覚：・
 固場 下田原浦

一、庄屋一人
 二、人数 二百八十四人
 内 出 人 百五十四人
 在 村 百三十四人
 三、鉄砲一挺 下田原浦地士 濱 作兵衛
 鎗一筋 下 人 二人
 四、船十二艘 内 漁船 六艘 十一人乗
 小船 六艘 五人乗
 此水夫 九十六人

一、弓二張 打 人 二十七人 池野山村
 一、鉄砲二十七挺 内 二十二挺 下田原村
 三挺 直見村

一、斧遣三十人 内 二十一人 四番組(栗栖川辺のことなり)
 九人 五味村 原村

又太田組にては狼煙場を
 浦神浦 寒風岸
 太地浦 鳴子石
 の二カ所に設け、各村々には別記の如く大纏と高張提灯とを備え置き夫々予定の人数を備え置き、萬一の用に備へしめたり、尚之に間する諸規定を左に抄録すべし。

覚

(書き出し文言消えて詳らかならず)・注進これある時は、大庄屋
 早々罷出様子見届け、事まぎれなきに於いて……及ばず左右の組
 々へしらせ可申、左右の組にても承知次第隣々の組へ順々に……、
 異国船着岸の時は一組の人数を其浦又は近所の浦物かげにかくし置
 き・船一二艘仕立て商い物何にても遣し、船の様子をも伺はせ心安
 く逗留候様に仕懸く下し、若し言葉通るに於いては何様の品にて着
 船候哉、随分馳走可申候、御用も候は、可来由兼て国主よりの中付
 候と申し可成儀ならば、かち帆柱を預置可申事。

一、異国船の事、きりしたんにて無之船、着船いたし候共御指図な
 き内、出船不致様に相計うべし。併しながら急度押留候はば則か
 らとめるべし。若しきりしたん用心深く致候か、或は大勢の時は率
 爾なる働きすべからず。左右の組をも呼び集め、其上御人数被遣
 候を相待つべく、若し其の内出船いたし候はば可成程は精を入れ
 打留可申事。

一、異国船より陸に上り、狼藉仕る時は随分防ぎ相働くべし。一
 組にて手に余る時は左右の組に加勢を乞うべき事
 「附」異国船着岸の時は碇を入 候相固め石火矢打候事可有之
 候間船の様子能く見届け率爾無き様に可相心得事。

一、他組の人数を呼び集むる時は、狼煙をあぐべし。左右の組に
 ては狼煙を見付次第茅急事有之、浦へ早々かけあつまるべき事。
 若し又次々の組をも呼び集むべき時は狼煙を二筋よく見ゆる様
 にあぐべきなり。二組の狼煙をあぐる時は左右の組にて一筋ず
 つの狼煙を掲げ、隣の組へ知らせ、其の上村次を以て何れの組
 を救うべき旨可申越事。

一、異国船の注進有之候はば山番を付け置き狼煙揚り候を見は
 づし不申候急度可申付事。

一、他組の人数呼び候時、合図の狼煙をあげ候共、猶又村次を以
 て可申遣事。
 急度の節一組の船数不足の時は有合せ候御領分の船を留置き御
 用に可相達事

一、急事の節人数多く入るべき時は并て相定め候浦組の外、里方
 の大庄屋へも申合せ人数併道具以下御用に可差達事。
 一、人数出候跡、村々火の元并に盗賊の用心可申付事、大庄屋面
 々此旨可存者也。

佐部村庄屋 吉之丞

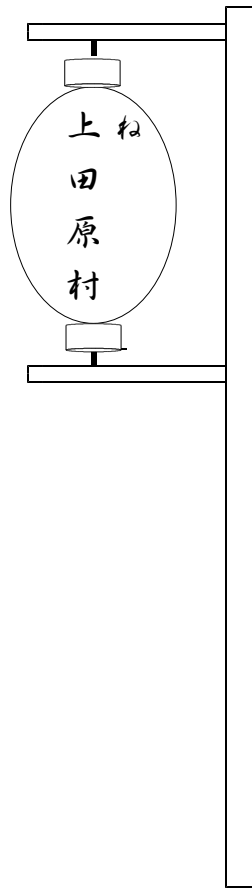
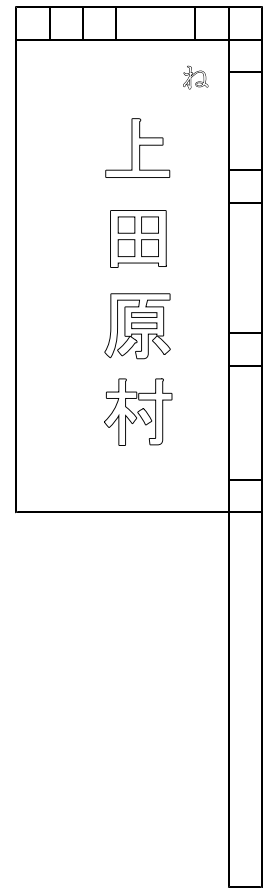


高排灯如此両方、書付候筈
 但夜八右纏二差添可持出
 左之村、高排灯、儀右同断

内人数拾九人

出村人
 五拾九人
 四拾九人
 五挺
 四挺
 馬
 鉄砲

上田原庄屋安兵衛



人数百五人
 内出五人
 在村五人
 鐵砲六挺
 馬八疋

第二章 地誌

一、位置、廣袤、地勢

本村は東牟婁郡の東南部に位し、北は上大田村に接し、東は八郎山を以て下太田村及び下里村に隣し、西は高池町及び古座町に連なり南は太平洋に面す。
 廣袤は約東西一里八町南北一里二十六町にして其面積約二、二平方キロメートルを有し、
 戸数四百三十戸、
 人口 男一千人 女一千百人 計二千百人あり
 又其総反別は左の如し

田原村総反別（大正七年調）

田	二百二十六町四段五畝四歩
畑	三十九町五段二畝十七歩
山林	千五百九十七町七段二畝十七歩
山野	一町一段七畝二歩
池沼	十一歩
雑種地	一段八畝二十八歩
畝地	三歩
合計	一千七百六十五町六畝二十一歩
宅地	十町七段十五歩六合三勺
総計	千七百七十五町七段七畝七歩六合三勺
保安林	一町四段二畝三歩
社寺	三段三畝
溜池	六段九畝二十一歩五勺
井溝	九段十一歩九合五勺
悪水路	五畝五歩
墓地	六段二畝二十三歩
堤塘	一段二畝二十二歩
計別	一段六畝二十六歩九合
総計	千七百七十九町九段四畝四歩五合三勺